

議案第45号

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 使用料等の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成30年10月世田谷区条例第61号）

の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第15条関係）

施設		区分	午前	午後A	午後B	夕方	夜間
			午前9時から正午まで	午後0時から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで
区民活動支援会議室	区民活動支援会議室1-1	1,050円	700円	700円	700円	700円	
	区民活動支援会議室1-2	1,050円	700円	700円	700円	700円	
	区民活動支援会議室2	1,050円	700円	700円	700円	700円	
研修室	研修室A-1	1,050円	700円	700円	700円	700円	
	研修室A-2	1,050円	700円	700円	700円	700円	
	研修室B-1	390円	260円	260円	260円	260円	
	研修室B-2	390円	260円	260円	260円	260円	
	研修室C-1	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円	

研修室C - 2	3, 5 1 0円	2, 3 4 0円	2, 3 4 0円	2, 3 4 0円	2, 3 4 0円
実習室	2, 1 3 0円	1, 4 2 0円	1, 4 2 0円	1, 4 2 0円	1, 4 2 0円
調理実習 室	2, 1 3 0円	1, 4 2 0円	1, 4 2 0円	1, 4 2 0円	1, 4 2 0円
駐車場	1台につき駐車時間15分ごとに100円				

別表第3 飲み物メニューの項中「1, 000円」を「1, 300円」に改め、同表食べ物メニューの項中「2, 000円」を「2, 600円」に改め、同表セットメニューの項中「2, 800円」を「3, 640円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年10月1日以後の使用及び利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用及び利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。